

## 一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安全供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行なう場合があります。そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

処方されたお薬のうち

後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上の場合）が一般名処方されている場合	一般名処方加算1	10点
1品目でも一般名処方されている場合	一般名処方加算2	8点

を処方箋料に加算いたします。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況にあります。ご理解、ご協力の程どうぞ宜しくお願い致します。

また、一般名処方について、ご不明な点などがありましたら窓口にてご相談ください。

ひたちなか母と子の病院

